



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 近代学校制度の成立と身体教育                                                                    |
| Author(s)        | 鈴木, 敏夫                                                                            |
| Citation         | 北海道大學教育學部紀要, 44, 1-15                                                             |
| Issue Date       | 1984-03                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/29275">https://hdl.handle.net/2115/29275</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 44_P1-15.pdf                                                                      |



# 近代学校制度の成立と身体教育

鈴木 敏 夫

## Establishment of the Modern School System and Physical Education

Toshio Suzuki

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに .....                      | 1  |
| 1. 「学制」以前の諸学校における体育近代化の動向 ..... | 1  |
| 2. 公教育における養生法・体術の導入について .....   | 3  |
| 3. 身体教育への反応——啓蒙体育の論理 .....      | 6  |
| 4. 翻訳養生書の身体運動論 .....            | 9  |
| むすびに .....                      | 13 |

### は じ め に

いわゆる、ここで扱う身体教育なる用語は、今日の学校教育における独自の領域としての保健や体育教育の全体を意味する程のものであって、近代学校教育史上、別にそうした固有な名称を持つ教科が存在したという事ではない。にもかかわらず、それらを総称する意味で敢て身体教育と強調したのは、わが国公教育制度創出期の教育における保健や体育の導入が、各々内容的には独自性を保ちつつも、究極には両者が「身体形成」という共通の課題をその内に包摂していたことによる。とりわけ、近代当初にあっては、身体運動を教科として位置づける論理基盤は、保健教科と目される「養生法」で説く運動の医学的効用論を無視して存在することは不可能であったと思われる。実際、身体に関する科学的知識や理解を深める「養生法」の内容に占める身体運動の比重は、予想以上に大きい。

ところで、これ迄の研究において、わが国の保健体育教育の起点が「学制」(明治5-1872)に求められることは明らかにされているところである。しかしながら、それがどのような背景のもとに成立したのかという点については十分な説明がなされていない。本論文では、「学制」の制定、実施期における身体教育の定立についてあとづけ、その歴史的意義を考察したいと思う。

### 1. 「学制」以前の諸学校における体育近代化の動向

わが国近代学校体育の制度が明治政府によって計画として示されたのは、「学制」(明治5-1872)によってであった。勿論、その制度的確立は森文政期以降のことであるから、「学制」頒布後さらに10数年の歳月を要した。

しかしながら、形式的にせよこの制度の成立にあたって、それを可能とさせる諸条件の整備が前提とされなければならない。従って、ここでは学校体育制度化の前提となる内発的諸契機について言及し、それを主として旧幕藩体制の解体過程における諸藩の教育機関の体育の動向

と関連させながら考察してみたいと思う。

維新政府が国民教育として公教育創出の構想を示した最初のもは、明治2年(1869)の「府県施政順序規則」中、「小学校ヲ設ル事」である。即ち、全国各地に小学校を設置し、読書算をはじめ、講談を以て「忠孝の思想」を知るべきであることを旨とした。翌明治3年(1870)2月には、「大学規則」及び「中小学規則」を定め、各地の学校設置に関する基準を明示し、ついで9月には藩制改革を指示し、ここにおいて全国的な政治制度の改編を試みるに至った。このような動向は、地方における学校機関設立に少なからず影響を与えた。

さて、わが国における本格的な初等教育機関の設立は、「沼津兵学校附属小学校」である。<sup>1)</sup>それは、民衆の主体的教育の機関としての郷学の流をくむ小学校とは異にする洋学の系統を引いた最初の近代小学校とされる。沼津兵学校及び附属小学校の構想は西周を中心とする開明的知識人の手によるものであったが、兵学校附属小学校「掟書・第五条」及び「童生学科表」によれば、同校の学科区分は、素読、手習、算術、地理、体操、剣術、乗馬、水練及び講釈聴聞となっている。ここに見られるように、学校創立当初から体操をはじめとする運動教科の位置づけが明瞭である。静岡藩では、藩政改革に伴い、小学校設置の具体化を企図した「静岡藩小学校掟書」の起草に際しては、沼津兵学校附属小学校「掟書」を参考に行っているが、この「掟書」にも運動教科の定立が認められる。また、同「掟書」は明治3年(1870)1月より実施され、静岡、沼津をはじめ藩内拠点地の10数校に適用された。<sup>2)</sup>

1 図 静岡藩小学校課業表

「日本教育資料(一)」

|         | 初 級                           | 一 級                       | 二 級                         | 三 級                |
|---------|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 読 書     | 三字経 大統歌<br>孝 経 逸史題辞<br>四 書    | 五 経                       | 十 八 史 略<br>国 史 略<br>元 明 史 略 | 三史略大意講解<br>英・仏語学初歩 |
| 手 習     | いろは 片仮名<br>数 字 名 取<br>国 尽 往来物 | 私用、公用文章                   | 設 題<br>私 用 文 章              | 設 題<br>公 用 文 章     |
| 算 術     | 数 字<br>加 減 乗 除                | 度 量 權 衡<br>加 減 乗 除<br>分 数 | 比 例 式                       | 開平開立雜題<br>算 盤 用 法  |
| 地 理     |                               | 皇 国 地 理                   |                             |                    |
| 体 操     | 剣 術                           |                           |                             |                    |
| 水 練     |                               |                           |                             |                    |
| 講 釈 聴 聞 |                               |                           |                             |                    |

この時期の諸藩における学校教育に運動教科を加えた事例は、日本教育資料によれば、福井藩、徳島藩、静岡藩、郡山藩、水口藩、津和野藩、松江藩、福江藩、岩国藩の9藩である。

福井藩の「学校規条(乙号)」(明治2—1869)・「小学生課程表」には、文学、習字、数学、理化学と並んで体操、剣術が示されている。<sup>3)</sup>

第十七条 暑中第十二時ヨリ第一時迄水練ノ事 第十八条 毎月九度第三時ヨリ第四時迄体操ノ事

また、徳島藩では明治3年(1870)11月に静岡藩沼津小学校頭取心得、山田楽を招いて「徳島

藩学制」を定めたが、それは静岡藩の学制に準拠したもので、ここでも体操、剣術、水練が教科に指定されている。<sup>4)</sup>そして「体操ハ休日ヲ除クノ外日々一小時演習致シ身体ノ強壯ヲ養ヒ可申」としている。また、津和野藩の場合、西周が藩主亀井茲監の要請を受けて同藩の学校制度の構想を「文武学校基本並規則書」にまとめている。それには、体操、剣術、水練の導入とその目的が述べられている。

一 体操ハ童生身体之強健ヲ保候為ニ是ヲ設ケ、兼而練兵之基礎ヲ立テ他日皆兵トナスヘシト申候独国之制習候積ニ御座候、是ハ午後三時ヨリ四時迄休日外ハ日々調習可致候事……剣術ハ毎週二時位ニ而童生之勇氣ヲ助ケ文弱之弊ヲ矯候為ニ御座候<sup>5)</sup>

こうしたことから、これら3藩は静岡藩とのかかわりがあると推測される。教育内容としての運動教科の定立は、沼津兵学校附属小学校の教科システムを渊源としてその影響が諸藩の学校に及んだ典型的な事例であったと思われる。他方、静岡藩の影響は不明であるが、福江藩学校「育英館」(明治3—1870)の教育内容にも「学校ハ皇漢洋ノ三学兼修ニ相改メ候事」として、学科目中に体操、撃剣を置き、「隔日ニ一時間致演習、身体ノ強壯ヲ養可申事」と具体的な指示がなされている。<sup>6)</sup>

それでは、幕末から急速な増大をみた郷学校はどのようなものであったのだろうか。ここで体系的な実証を可能とする資料に恵まれないが、小範囲ながらも体操、剣術等の身体運動や保健学(健全学ないし養生論)が民衆の教育内容に付加した事例を見い出すことが出来る。

第一は、徳島領、阿波・山野上地区における郷学「教英塾」である。<sup>7)</sup>それは、明治4年(1871)に村内子弟の教育の為に、村民有志によって設立されたもので、習字、算術教科とともに剣術、体操が加えられている。第二は、福山藩の「啓蒙所」である。同所は佐沢太郎、横山光一の支援のもとに、明治4年(1871)に開所され、7才以上の童生を対象に初中上の三段階に分けて手習、素読、算術が教授された。

上段 手習、皇国地理略男女用文章札商売往来、素読、世界国尽萬国歴史、窮理図解及養生論<sup>8)</sup>

第三は、廃藩以降に名古屋県が採用した「義校」である。これは明治4年(1871)に民間有志によって設立されたものである。学課は算術、習字、諳誦、句読が中心であり、「句読」の内容には「健全学」がみられる。<sup>9)</sup>

## 2. 公教育における養生法・体術の導入について

明治5年(1872)8月に「学制」が頒布され、その第27章で小学校の教科内容が示された。それによれば、下等小学には習字、会話、修身、算術等の教科と共に、養生法(講義)、体術が定められている。しかし、国民の誰もが等しく受くべき教科としての養生法、体術がいかなる教育上の要請にもとづいて位置づけられたかについての解明は必ずしも十分でないといえよう。

ところで、「学制」草案の起草に参画した西潟訥は後年、「人皆小学ノ教育ヲ受クヘキ事」の中で、「習字作文、会話、政体学、修身、数学、養生法ナド教科ノ設ケアル所以乃至其効用ヲ論ジ」<sup>10)</sup>とあるように、ここでは「学制」制定過程において教科とすべき内容上の論議が行われたことを示唆しているものの、両教科の位置づけにかかわる具体的な検討経過については明らかにされていない。また、「学制」第27章は、養生法、体術という教科目の指定のみで、それらの内容は不問にふされていた。

総じて、「学制」は近代日本の教育のあるべき姿を展望し、その為の基本的事項について定め

たものであるから、その具体化にあたってはすべての教科の内容規程や教授法、教科書の指定などを示す必要があった。文部省は、同年9月に「小学教則」を定め、これによって各教科の内容及び方法に関する指示を与えた。

「小学教則」では、「学制」に示された養生法（講義）を「養生口授」とし、下等小学五級、四級、三級において一週二時を課することになっている。内容は「養生法健全学等ヲ用ヒテ教師縷々口述ス」と示された。<sup>11)</sup>一方、体術については指定科目から除外されている。体術が僅か1ヵ月余りで除かれた理由は明らかではないが、翌明治6年（1873）公布の「改正小学教則」には体術が「体操」の名のもとに復活している。

毎級ニ体操ヲ置キ、一日一二時ヲ以テ足レリトシ、榊中体操法図、東京師範学校板体操図ナドノ書ニヨリテナスベシ

ちなみに、同教則では上等小学一級において「生理」が加えられ、「教師自ラ人身ノ生養スル所以ノ理ヲ口述ス」と規程された。このように、両教科は「学制」頒布から1年あまりの間に訂正、加除がなされるなど模索状況を呈しているが、その主たる原因が「学制」及び「小学教則」の編成に携わった委員の配置上の相違によるものか、あるいはそれらの編成に際して参考とされたと見られる諸外国学制の顧慮によるものか検討の必要があると思われる。

一般的には、西欧諸国において初等学校レベルで身体教育が開始されるのは19世紀中葉以降である。ドイツでは、既に1840年代から国家に須要なる臣民の形成、強兵育成の集団秩序体操が学校に導入され、「体操科」の内容を規程する。フランスでは、ナポレオン第二共和制下（1848—1852）に軍隊教育と密着した学校体育が成立している。<sup>12)</sup>このような諸外国の動向は、「文部省理事功程」によって知ることが可能である。<sup>13)</sup>

「理事功程」は、明治4年（1871）11月から6年（1873）3月に渡る文部省理事官、田中不二磨の欧米教育事情視察報告書であるが、視察団が帰国した年の12月から8年（1875）9月にかけて文部省によって公開されたものであった。その内容は、米・英・仏・独など主要9ヵ国におよぶ教育の行政、学校制度とその内容、さらに社会教育機関や教育統計に及んでおり、わが国と1870年前後における諸外国の近代教育制度形成との比較検討をする上で恰好な資料である。これによって当時の諸外国の身体教育の実情が伺われる。2図をもとに、いくつかの特徴をあげてみたいと思う。

第一は、19世紀半ば以降から、諸外国学制に「体操」が教科として位置づけられていること、しかもそれは、必修科目というより随意科目の扱いが濃厚である。但し、スイス及びデンマーク（コペンハーゲン学制）は、体操を必修科目としている。第二は、わが国の「学制」における教科、養生法（講義）に該当する「衛生学大意」「健全学」がフランスの小学及び中学課程の教科目となっている。<sup>14)</sup>第三は、デンマークの公学校におけるギムナスチクである。「理事功程」ではそれを「体操」と訳している。<sup>15)</sup>ところで、内田正雄「和蘭学制」（明治2—1869）にはギムナスチーキが「体術」と訳されており、我が国ではこの外来語が「体操」と「体術」という二つの用語で和訳されていたことになる。しかしながら、「理事功程」中のオランダ学制では、それを「体操」と示しているのので、結局それはギムナスチクの同義語であったと考えられる。<sup>16)</sup>

このように、西欧諸国における身体教育の定立状況は「理事功程」によって明らかとなるが、問題は「学制」制定課程においてそれが養生法、体術を教科目に編入する際の決め手となり得たかどうかにある。この点については、欧米視察の日程及び報告書「理事功程」の公開時期から判断して、「学制」にそれを反映させることは不可能であった。しかしながら、明治政府は、

2図 19世紀中葉における諸外国の身体教育 (「文部省理事功程」による)

|                  |                                                                                                                                            |                                          |                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合衆国              | 記 載 な し                                                                                                                                    |                                          |                                                                                                |
| 英 国              | 記 載 な し                                                                                                                                    |                                          |                                                                                                |
| 佛 国              | (公立幼稚学校)                                                                                                                                   | (小 学)                                    | (中 学)                                                                                          |
|                  | 意志に関する業は決して<br>十分時乃至十五分時より<br>久しく課することなく必<br>ず時々身体運動を交ふへ<br>し身体運動は教場及び休<br>息所に於て衆児行歩し又<br>は、適宜に衛生の諸運動<br>を為し並に休息时间各児<br>の年令に應せる諸遊戯な<br>すなり | 右の外左の科目を増加す<br>ることあり<br>衛 生 学 大 意<br>体 操 | 右の外左の科目を加ふる<br>ことあり<br>体 操<br>健 全 学<br>口答試考を分て四段とす                                             |
| 独 乙 国<br>(亨 漏 生) | (小 学)                                                                                                                                      | (中 学)                                    | (師 範 学 校)                                                                                      |
|                  | 右教科の他に次の<br>課目を得へし<br>男子に教ふるには<br>体操を以てし女子<br>には手芸を以てす                                                                                     | 右課目の外、体操<br>の演習あり                        | 操 体 操<br>其他臨時に体操の<br>演習あり                                                                      |
| 和 蘭 国            | (上等・下等小学)                                                                                                                                  | (公 立 中 学)                                |                                                                                                |
|                  | 体 操                                                                                                                                        | 平民学校・上等平民学校ともに体操                         |                                                                                                |
| 瑞 士 国            | (小 学)                                                                                                                                      | (中 学)                                    | (工 学 校)                                                                                        |
|                  | 初等小学 体操<br>高等小学<br>体操ならびに武技演習                                                                                                              | 下等・上等中学ともに体<br>操及び武技演習                   | 体操ならびに武技演習州<br>学諸校に於ては皆体操、<br>武技の演習場を設く、然<br>れども州庁より其時宜に<br>より最下二級の学生には<br>武技演習の責を免すこと<br>を得へし |
| 噠 国<br>(哥本哈干)    | (公 学 校)                                                                                                                                    | 体 操「ギムナスチク」                              |                                                                                                |
| 魯 国              | 記 載 な し                                                                                                                                    |                                          |                                                                                                |

「学制」制定の準備に着手して以来、外国学制に関する調査研究を精力的に行っており、「理事功程」が調査の対象とした諸国の教育事情の一端は「学制」以前に既にある程度の知見があったと思われる。従って、諸外国の身体教育の諸動向も調査の対象にされていたとみられる。

「学制」草案の起草に携った辻新次によれば、外国学制の検討について

それには和蘭の学制も独逸の学制も参考にしたが、主として佛国の制度を採用したことが多いように思われる、というのは佛国は文明開化の大国の一つであるのみならず総ての法律制度が整頓して居り、其の画一制度は採って用ひることは出来たが、他の国は未だ採る訳には

ゆかなんだ……学制の方では佛国学制の反訳を基礎とし、我が国情によって、これを取捨する編成方針を立てたのであった。<sup>17)</sup>

と述べて、「学制」制定に際してはフランス学制に力点を置いたことを言及している。

先行研究によれば、わが国「学制」における教科、体術の導入は「和蘭学制」(明治2—1869)を根拠とする説が多い。<sup>18)</sup>同書は、内田正雄がヨーロッパ留学から持ち返ったオランダの教育書(原典不明)の訳書であったが、ここには小学教科としてのギムナスチーキが「体術」と訳されている。この説は、内田が当時、「学制取調掛」という立場から、教科編成に携ったことから考えても妥当性を持つものと思われるが、一方、養生法については「和蘭学制」の小学教科には見当らない。この問題を指摘した木村吉次は、「仏国学制」の教科内容の検討から、同学制にも養生法が位置づけられた形跡はないという見解を示している。<sup>19)</sup>事実、佐沢太郎「仏国学制」を分析の対象とする限り、それには養生法のみならず体術の規定はない。しかしながら、「学制」実施過程で公刊された土屋政朝「仏蘭西学制」では、小学教科として

第二十三条 小学ノ教育ハ左ノ如シ

修身及宗教ノ教育 読法 書法 佛語階梯 数学及度量衡ノ法 其ノ他左ノ科目ヲ増加スルヲ得ヘシ 実際応用算術 地学 史学ノ階梯 窮理学及博物学ノ大意、但人生ニ必要ノ部 農学制作学及養生法ノ初歩 測量 地面ノ高低ヲ定ル法 野画 唱歌及体操<sup>20)</sup>

があげられており、ここには両教科の存在が認められる。それは、既述の如く「理事功程」中の仏国学制における小学教科目と同じである。また、「仏国学制」は内容上、1833年の教育法に係る小学科目が示されているのに対し、「仏蘭西学制」の場合は1850年の教育法にもとづく教科の指定がなされている事が判る。この事実から、わが国「学制」の編成期におけるフランスの小学教育は養生法、体操教科の位置づけを明確にしているのである。それ故、「学制」に示された養生法、体術の成立を諸外国学制の影響という側面から述べれば、フランス学制が最も有力視されるのではなかろうか。

けれども、それが直ちにフランス方式の内容実施を意味するものでなかったことは、「小学教則」によって指定された両教科の参考書からも明らかである。即ち、それらの参考書の原典はフランスのものではなかったのである。体操については、こうした矛盾の克服として文部省は、教則公布後の明治7年(1874)に仏国ベルニュの「体操書」<sup>21)</sup>を指定書に追加したが、今村嘉雄はこれを「陸軍体操教範」の内容の類似のものと指摘し、「この体操書の出現によって、わが国学校体操と軍隊体操との密接性のあることを看過出来ない」<sup>22)</sup>と述べている。

### 3. 身体教育への反応——啓蒙体育の背景

江戸後期に受容された西欧衛生学や幕府、諸藩の軍制改革に伴う「洋式操練」の一部としての身体運動(体操)は、明治維新による中央集権国家の成立と公教育の創出によって、広く国民諸層に伝播・普及する道筋を持つこととなった。その意味で、「学制」における国民教育としての身体教育の定立は、近代保健体育教育の序幕であった。

しかしながら、「学制」及び「小学教則」に示された教科目としての養生法、体術(体操)は、公布後ただちに全国各地の小学校で実施に移された訳ではなかった。

文部省は、教育における体育導入という新たな事態に対して、「学制」頒布後の明治6年(1873)5月、当時の新教育法実施の為の実験学校であった東京師範学校付属小学校に「体操」を学科に加え、「小学教則」に準拠した実践を行うなど、その全国的波及効果を期待した。<sup>23)</sup>

また、養生法については、同年3月に東京開成学校での実践報告を「文部省雑誌」に載せており、啓蒙活動を展開した。

精ヲ励ムルニ節限アリ身ヲ養フニ方制アリ是レ就学者ノ平生尤意ヲ用フヘキ事ナリ、別冊生徒養生法ハ東京開成学校ニテ近來実地驗効ヲ見ルモノニシテ、現今生徒ノ病患ニ嬰ル者前日ニ比スレハナ八十其ハヲ減シタリ因リテ之ヲ雑誌ニ付シ一般就学者ノ之ヲ服膺保守センコトヲ希望ス。<sup>24)</sup>

ここでは、「生徒養生ノ法」として衣食住や生活一般にかかわる衛生上の諸注意を指摘し、これに加えて「身体ヲ運動スルハ最モ切緊ナリ」とする運動効用論が説かれている。<sup>25)</sup>このような動向にもかかわらず、両教科実施の程度については、明治10年(1877)にようやく体操を科目として採用した府県は、青森、福島、山梨、千葉、東京、京都、広島に過ぎず、養生法はその実態が判然としないなど、全国的にも極めて低調であった。<sup>26)</sup>

「小学教則」に定める身体教育の内容は、養生口授が養生法・健全学を参考書にした知識教授であり、体操は「櫛中体操法図」「東京師範学校板体操図」の活用と実践であった。<sup>27)</sup>それらはいずれも諸外国からの知見に基づく著述、ないしは直接的な翻訳書の類であったが、当時の状況からして、生徒の指導書と同時に、一般啓蒙書としての性格を兼ね備えたものであった。このような教育内容にかかわる外国からの直訳的移植は、教育現場での施行に際しての周到な準備計画を欠いた結果、当初から混乱、模索状況を呈し、一方ではそれが国民の生活からの遊離をもたらした。

しかしながら、他方ではこのような身体教育の定立に肯定的な評価をくだし、さらにその促進を期待する世論も形成されていた。それは、当時の日本における知的エリートであった明六社グループの中に求めることが出来る。ここでは、「明六雑誌」(第42号)に掲載された阪谷素「養精神一説」を手がかりとして、いわゆる啓蒙体育の本質が何であったか検討してみたいと思う。<sup>28)</sup>

周知の如く、「明六雑誌」は啓蒙的学術結社「明六社」の機関誌であったが、第一号を明治7年(1874)に発行して以来、会員の論説を掲載し、かつ定期的に講演会を開催し、封建的因習の打破と欧米の近代思想の普及に努めた。

阪谷は「養精神一説」で、今日の日本が文明国として独立を維持する為に、国民の独立自尊の気力の養成が緊要な課題であるという認識から、その一つのあり方を精神形成論として展開する。ここで彼が注目したのは、日本の伝統的身体文化としての武術であった。

人ノ心志ヲ術芸ニ凝ラシム大ニ精神ヲ養フノ効アリ、文芸猶然リ、況ヤ武術ノ平生筋骨ヲ強クシ膽力ヲ壮ニシテ、難ニ臨ミ大益アルモノヲヤト<sup>29)</sup>

精神形成の手段として武術に求めるあり方は、「近日学術開キタル時ヨリシテ之ヲ觀レバ、バルバリー(野蛮)ニ等シヒ」が、天下の諸事万端すべてが勇に発するものであり、この須要な勇を養う最適の方策は武術の振興であると強調する。阪谷は「武ハ国ヲ立ル基」であるとする尚武論的発想をもとに、その具体化を教育諸領域に求めようとした。そして、ドイツの教育制度を引き合いに出して、彼国における身体教育の目的が何であるのか検索している。

独逸ノ教育ニ於ケル、生レテ八年ヨリ体操ヲ学バシメ、其健康ニヨリ後年軍事ノ驍勇ナルヲ期スス、婦女ト雖モ体操武芸ヲ講ジ、国家危急ノ用ニ供セシム、其国俗ノ慍悍ナルモ、学問盛ナルニ付其習ヲ変ゼズ、ビスマルク氏ノ賢ニシテ所謂ハタシヤヒヲ為ス数度ニ致リシ者、其習俗ノ勇ヲ失ハシメズシテ漸ク開化ノ真理ニ進ントスルナリ、魯西亞ノ野蛮タル、奮シ彼

羅帝自ラ諸国ニ遊ビ其長ヲ取ル、然レドモ其国勁悍ノ習ハ益々之ヲ進メテ文明ニ向フノ資トス、何トナレバ弟子ノ本体立テ其師学ブ可ク、勇氣ハ其弊多キモ百事ヲ為スノ本タレバナリ、文以テ順良ヲ教ヘ武以テ勇氣ヲ養フ、勇氣ナキノ順良ハ敗物ノミ、何ゾ以テ文明ヲ開クニ足ン<sup>30)</sup>

阪谷は、西欧諸国とりわけドイツにおける学校体育の制度化の主要な動機が軍事的要求にもとづくものであったことを示そうとしたが、このような教育（体育）と軍事との連関についての所見が、既に「学制」実施時期に啓蒙思想家によって述べられていることは注目されよう。

このように諸外国の動向を概観したのち、阪谷は国内の現状に目を向ける。彼は明治6年(1873)の「徴兵令」について、「明詔渙発シテ闔国兵隊タルヲ令ス、洵ニ千古良制ト称スヘシ」と述べて国民皆兵制を支持した。しかし、旧幕時代の武士階級による軍隊編成から国民軍への切りかえは、国民に新たな経済的負担と犠牲を伴わせるものであり、この廃止をめぐる全国的な暴動が頻発した。阪谷はこのような状況下において、「武ハ人民ノ常務タルヲ忘レ、庶人ハ奮習ノ柔情ニ狎レテ其身ニ衛國ノ任アルヲ熟知セズ」と批判した。

阪谷の学校体育促進論は、こうした延長線上で主張されたのである。

体操ノ法固ヨリ不可ナシ、然レドモ、刀槍柔術ヲ使フノ法我ガ習用シテ其妙ニ至ル者ナリ、西洋ニ出ザルヲ以テ之ヲ排斥スルハ却テ野蠻ノ見ノミ、今士族ノ其術ニ熟スル者猶多シ、之ヲ中小学ニ、之ヲ鎮台軍營巡查ノ序ニ聘シ、其常業訓練ノ暇、其宣シキヲ謀リテ演習セシムヘシ……

而シテ中小学課業ノ暇、童兒ノ戲遊ニ供スルニ於テ最モ心ヲ注ギ、或ハ毎日順序ヲ追テ之ヲ習ハシ、又木銃木砲ヲ設ケ兵隊訓練ノ下習シヲ為サシメバ、数年ノ間、所謂順良ノ習、強勇ノ膽力日々壮ン、一旦事アルモ訓練ヲ待タズ率然トシテ戦地ニ向ハシムヘシ<sup>31)</sup>

ここに見られるのは、学校体育における武術（一部に操練を含む）の採用如何ということであった。阪谷は、医学的認識にもとづく西欧体操法の意義を認めながら、伝統的武術に積極的評価を与える。彼によれば、独立日本の建設は、国民の「精神膽力ノ壮ナルコト」が前提とされなければならない、そのような精神形成は武術を通して得られるのだと説く。

阪谷の教育構想は、主として体操と武術の並用にあったが、とりわけ武術については中小学の課業とするにとどまらず、軍隊、警察に迄も拡大される。このことは、士族の内から指導者を充当出来るという現実的に実現可能な条件を念頭においた発想であった。さらに、操練の学校への導入に関するもくろみも付言されているが、それが学校体育における森有礼の兵式体操導入に先立つ主張として注目しておかなければならない。学校教育における体操、武術、操練の導入に関する阪谷の主張は、後年、わが国学校体育の教材システムとしてそれらが定着したことから明らかなように、先駆性を持つものであった。

明治啓蒙期の著作家のうち、阪谷は啓蒙体育の精神を最もよく体視した一人といつてよい。彼の発想の根底には、体育と啓蒙は近代国家の「富強」の為の不可欠な要件であるという理解があった。そして彼の学校体育への期待は、国民を強固な意志と体力とを兼ね備えた健康な身体を持主に迄高めることにあった。これと同時期に西周は、「人生三宝説」において、国民の福祉の実現に有用なる方法として、第一に健康（マメ）、第二に知識（チエ）、第三に富有（トミ）の獲得をあげて、この三宝の実現は国家の責務であるとさえ述べている。ここには、身体と教育との必然的な連関を想起させるものがある。

阪谷はそうした具体的ありようを素描したが、明治初期における学校体育の制度的成立期に

において自らの構想を国民の前に提示出来た背景には、既に幕末の段階からオランダ語の知識を身につけることによって、豊富な西欧の文化、学術の知見を得たことによる。ドイツの学校体育に関する素描は、こうした彼の多彩な洋学知識を媒介としてなされたものであった。

#### 4. 翻訳養生書の身体運動論

「学制」頒布直後の明治5年(1872)9月に公布された「小学教則」によれば、下等小学の教科目に「養生口授」が示される。口授の内容は、「養生法健全学等ヲ用ヒテ」教師が生徒の日常生活と衛生についての理解を深めさせようとするものであった。従って、教則では、養生口授という教科名がその方法をも含めた形で示されていたのである。しかるに、養生法、健全学は、旧幕時代の著名な医師、松本良順と杉田玄端の著作であり、内容的には本格的な西洋式養生書であった。<sup>32)</sup>これらの出現は、西欧医学の導入によるわが国在来養生論の西欧化を意味するものであった。しかしながら、こうした西欧化の兆しは、既に天保年間にあらわれており、水野沢斎「養生辨」<sup>33)</sup>(天保13—1842)には杉田玄白の「解体新書」を拠りどころとして、生理学・解剖学の新解説が試みられている。

江戸中期以降に見られる実用的医書としての養生論の盛行は、近世社会における劣悪な医療の社会的状態を反映するものであったが、このような養生書の刊行は封建的支配者の社会医療施策の欠如と相まって、急激な増加を見るに至った。19世紀に始まる西洋衛生学の導入は、個人的健康管理と同時に、公衆衛生への認識を民衆に促す契機となった。杉田玄端は、「健全学」において、

政府は務めて博施衆済の意を以て衆徒を教導するを勸進して病因を除去する許多の事件を施行すべし、此の如き教導は公行健全学を行ふる最も良好なる法則にして、以て永遠に利用をなすべしこと<sup>34)</sup>

と述べ、国民の健康保障に対する治者の施策と衛生教育の促進を説いている。ところで、ここでは、西洋式養生書としての養生法、健全学に続くその後の翻訳養生書の刊行動態と、その中で養生法として展開された身体運動論の特徴について考察してみたいと思う。この考察の背景には、公教育制度の樹立と共に成立をみた教科、養生法・体術(体操)との相互関連ないし翻訳養生書における身体運動の医学的効果が、体術(体操)という優れて実践的教科の存立を支える理論的枠組をなすのではないかという問題意識によるものである。

一般に、西欧の近代学校体育のわが国への紹介は、福沢諭吉「西洋事情」(慶応2—1866)が矯矢とされる。<sup>35)</sup>一方、これとほぼ同時期に、それが翻訳養生書を通して紹介されている事実注目したい。辻恕介「扶氏長生法」(慶応3—1867)には、

運動の注意 食後は半分許り安坐し、然る後、除歩すべし、総じて労働ハ有害無益と知べし(高所を登降するハ極めてよし) 冬時ハ運動、夏時より多かるべし、寒国に住する人は殊に多く運動すべし、湿地に住する人は又然り、午後にハ余り運動すべからず、朝夕を以て最良とするなり

坐業の中、読書写字等ハ専ら精神を使役す、故に勤敏の間、放学運動ハ勿論、時々快樂して精神を養ふべし、西国の学校には、ギムナスチーキといひて、踊躍動作を学ぶの場所ありて、毎日児童をして一定時間、身体を動かさしむるの制度あり<sup>36)</sup>

と述べられているが、ここに示された「ギムナスチーキ」は、内田正雄「和蘭学制」(明治2—1869)にも見られるように、それは「体術」ないし「体操」を指すものと思われる。ここでは、

身体運動（ギムナスチーキ）が生徒の健康にとって有益であるとする学校教育上での位置づけを扱った一例である。

ところで、幕末から明治維新时期において、明らかに西洋養生書の翻訳またはその影響下にあるとみられる養生書の刊行動態は次の通りである。

これによれば、養生書の刊行は幕末、維新の動乱後に増加が認められる。このように、それがとりわけ「学制」実施過程期に顕著なあらわれを示すのは、一方では「学制」における教科、養生法の位置づけという、いわば近代保健教育の成立と無関係ではないように思われる。この点は、立ち入った検討が必要と思われる。

これと関連して、土岐頼徳は「啓蒙養生訓」（明治5—1872）の序文で次のように述べている。児童は百体かよはくして腹臍いまだ成立せざれば其父母たるものよく養生法を了解して教育せざるべからず、方今文明逐日に進み文部省にて学制を定められ、全国に凡そ五万七百六十箇所の学校を設立せられんとす実に盛大の仁政といふべし、然れば僻邑山村の牧童も今よりも学問習字することを得べし

（今日）初学必要の読書大低あらざることなし、唯欠点をいふべきは、人生至貴の精神を靈明にし、身体を健全にする一大基本たる養生法の訓蒙書なり<sup>37)</sup>

3 図 19世紀後半における養生書目録

(1863~1875)

| 養生関係書物        | 著 者                  | 和 暦   | 西 暦     | 備 考   |
|---------------|----------------------|-------|---------|-------|
| 健 全 学         | 杉 田 玄 端              | 文 久 3 | 1 8 6 3 | 翻 訳 書 |
| 養 生 法         | 松 本 良 順              | 元 治 元 | 1 8 6 4 |       |
| 扶 氏 長 生 法     | 辻 恕 介                | 慶 応 3 | 1 8 6 7 | 翻 訳 書 |
| 三 兵 養 生 論     | 久 我 俊 斎              | 慶 応 3 | 1 8 6 7 | 翻 訳 書 |
| 衛 生 新 論       | 緒 方 惟 準              | 明 治 5 | 1 8 7 2 | 翻 訳 書 |
| 啓 蒙 養 生 訓     | 土 岐 頼 徳              | 明 治 5 | 1 8 7 2 | 翻 訳 書 |
| 西 洋 養 生 論     | 横 阿 瀬 文 彦<br>部 弘 彦 国 | 明 治 6 | 1 8 7 3 | 翻 訳 書 |
| 初 学 人 身 窮 理   | 松 山 棟 庵<br>森 下 岩 楠   | 明 治 6 | 1 8 7 3 | 翻 訳 書 |
| 百 科 全 書 養 生 編 | 錦 織 精 之 進            | 明 治 7 | 1 8 7 4 | 翻 訳 書 |
| 養 生 浅 説       | 小 林 義 直              | 明 治 8 | 1 8 7 5 | 翻 訳 書 |
| 弗 氏 生 理 書     | 坪 井 為 春<br>小 林 義 直   | 明 治 8 | 1 8 7 5 | 翻 訳 書 |

ここには、近代学校への期待と同時に、保健教育に対する配慮が示されている。勿論、これ迄わが国において多くの養生書が刊行されたが、それらはいずれも儒医学の観念体系にもとづく精神主義的養生論であった。明治維新という変革の時代に際会して、多くの諸学がそうであったように、この分野においても西欧医学体系の導入による旧来の漢方体系を否定が行われる。従って、文部省を中心とする西洋養生書の翻訳作業の開始は、近世社会を頂点として発達した伝統的養生論との決別を意味するものであった。

「学制」以降の翻訳養生書には、養生の積極的側面として身体運動をとりあげ、その効用を論じたものが多い。ここでは、それらのつくつかを検討してみたい。

### ① 啓蒙養生訓

本書では、「筋肉の用法に利害ある事」の中で、動作（身体運動）の意義が述べられる。最初に、血液の清浄化が筋肉活動に与える作用について説きおこし、「筋肉の活動はよく血行を進むるものなれば血行を盛にして肢体を強健にするには日々正整よく筋肉を動かすこと肝要なり」と述べている。次いで、具体的な動作の実施方法、種目、実施上の諸注意にふれている。

- 動作を整齊して頻数するの養生によろしきは猶食物を規定して食ふが如し、数日間も筋力を使ひ一日怠るのよろしからざるは猶数日間も食物を規定して一日食はざるが如し、動作を怠るは何も患害の目に見えぬ様なれど、早晚が筋肉衰へ消化悪くなりて癩症の起こるものなり
- 動作にも種々あれども射術、舞跳、転輪、鞦韆（ブランコ）などは四肢軀幹の諸筋たへずはたらきてつり合い良きものなれば閑人には恰好よき遊戯なり
- 動作に適宜き時あり天気清らかに地面乾きたる日を最上とす、食事の前後は体力食物を消化す時なれば動作によろしからず又、激しく精神を労ふときは体力脳中に集まるものなれば、程経てはたらくをよろしとす

### ② 西洋養生論

西洋養生論は、米国コーミングの生理書の抄訳である。本書の内容は、人呼吸スル空気ノ事、衣服ノ事、飲食ノ事、歯ノ事、運動ノ事、浴ノ事、保健ノ規則に関して扱われている。「運動ノ事」では、人間の生存に必要な空気、食物、運動の三要因をあげ、中でも生活上不可欠な「威勢ト能力」（体力）養成は、運動によって獲得されることを指摘している。

- 運動の用捨 運動に方法あり僅かに一方の内を運動して以て之を全体に及ぼす能はず、故に平均に運動せんには必ず全体を動かすに如かず
- 体術 体術は往古希臘の「エゼルチック」と云へる遊戯より起れるものにして筋力を固め生育を進むるに於て今之を第一の良法とす、其術登攀、踊躍、奔馳、飛揚等の類技ありて体を操練す此各般の技芸に依りて運転するときは身体の健全を導くこと其功居多なり
- 柔体術 柔体術とは婦女子の行ふ所の溫柔たる体術にして篋箠（ベッコ）を転じ珠玉を弄し弓彎を取りて射術を試むる等の類を以て四支の運動を教ふるものなり、平生此業に従事する時は筋骨を壮健にし皮膚を潤美にして病害を駆除す婦女子に於て実に恰好なる術と云へし体術及び柔体術に未だ熟練せざる所の人ハ之を行ふに当りて大に労働を過すべからず、活発なる体操に慣習せざるの人若し筋力を用ふる事甚だ過劇なる時は其害或は蹇となり或は是より重弊を受くるに至る、而して又烈しき運動をなすの後は必ず注意して身体をして冷さしむべからず

### ③ 百科全書養生論

本書の序文に述べられた「養生法則の大要は一つには恒に純粹なる空気を吸入する事、二つには過不及なく滋養物を食する事、三つには身体を清潔ならしむること、四つには筋力を使用する事」とする見解は、西洋養生論の場合と同じである。ここでは身体運動を論ずるにあたって、「筋の事を知らざるべからず」と述べ、筋肉使用の法則を問題とする。そして、第一には、作業負荷の強度に応じた身体の使用について、第二には、筋・神経の相互作用、第三には、筋活動に伴うエネルギー消費とその補給についての指摘である。「筋力使用の種類」の項では身体運動を「筋力を使用するに其法の異なるに従い通例二類あり」とし、これを「自動運動」と「被動運動」に区別し、前者は「歩行、走行、跳舞、撃剣、体操演習等総て他を藉らざるもの」、後者は「乗車、乗馬、鞦韆（ブランコ）等総て他に依頼するもの」として運動の分類を試みてい

る。

- 走馳は歩行と跳飛との間に或る体動にして続々と脚を曳かず其跳飛に異ならず其遅速は人身の長短と走過の緩急とに關す、人走馳すれば其間呼吸の長きを要せざるを得ず、此に由りて空氣肺臓に入り其氣囊を拡張し兼て心臓の官能を熾にして甚だ血液の運行を速にするなり
- 擊劍は胸中に變を生ぜずして上部下部を論ぜず全体の筋を使用するの益あるを以て其稱讚すべき事自動体術の第一に位す、又擊劍は極めて体格を強壯ならしむるの益あるが故に、之を以て貴ぶべき教育の一課に編入する事あり
- 索、棒、滑車の類を以て体術を演習し体力を補ふの益あるはローランド先生の体術書に就きて見るべし
- 跳舞は一樂にして且つ身体を健康を増す、女子に演習せしむる自動体術は唯此一つに限れり

#### ④ 養生淺説

本書は、米国マルチンダルの解剖生理書の抄訳によるもので、第7節の「運動編」に、養生学に説く所の運動の目的が述べられている。

日常の職業に於て十分使用せざる部をはたらかせしむるにあり、凡そ此主意に基きて施せる運動は皆健康に良益あるものとす但し其施用当を得る時は身体及び精神を發育強壯にする事運動の右に出づるものなし

そして、既に「養生編」に示された運動の分類は、本書でもそれが「実性運動」「虚性運動」という名称で示されている。実性運動は、「体中の随意筋をはたらかせるもの」を意味し、それが体内の血液循環の亢進、筋の緊張と弾力性を高め、消化器官の働きを促進させる意味で極めて高い評価を与えている。

- 戸外の運動を施用すべからざる者は学校に用ふるが如き体操を代用すべし
- 吾邦の学校の身体運動を日課中に編入せる所に於ては其効績として生徒の体力を益すのみならず兼て能く其精神の景況を改新して学業の進歩頗る速かなり故に各学校共に体操を日課中に編入せば其良績ある事疑ひなし
- 幼年の時は若干時間を智心の教育に費すべし然れ共最も多く其身体の發育に注意すべし
- 飽食後は実性運動をなすべからず若し此時運動すれば其労働する筋肉消化器の勢力を奪ひ宜しからず、若し適度の運動を怠る時は身体の諸部に倦怠を生ず即ち其筋肉緊張及び弾力を失ひ神経系刺衝せられ易く、諸生活機能緩慢し消化栄養の二力も亦衰弱す

以上主に、「学制」頒布後に刊行された4種の翻訳養生書における身体運動論の骨子を原文にそくして眺めてきたが、勿論それ以外の同時期の養生書も例外なく養生法としての運動の効用が論じられている。それは、身体の生理過程の合理的認識とその実践のありようを、当時の生理学、解剖学、衛生学の成果にもとづいて根拠づけたものであった。

ところで、これらの翻訳養生書には共通して原本の正確な記述がされておらず、刊行年代を特定化出来ない。しかしながら、わが国の初期的な西洋養生書の翻訳書と目される杉田玄端「健全学」の内容が、天地間万物の生活を論ず、機体諸元素の論、食物及び消食機の論、血液の論、血行及び呼吸の論、人身体の論、筋・神経・脳髓の論、健全及び疾病の論、食料の論、大気・浴場及び運動を論ず、気候身体に關係あるを論ず、全編諸条の応用を論ずとあるように、明治前期の翻訳養生書の内容項目と類似性が認められる。従って、それらは、翻訳は明治期であるが、原本の刊行については明治期以前、即ち江戸後期のものと推測される。

なお、本章との関連で指摘しなければならないことは、翻訳養生書に示されたように、体操・

遊戯・スポーツ的運動の養生法への採用である。

この点については、既に19世紀中葉における西欧諸国に見られる諸学校への身体教育導入の事実（第2章参照）を勘案すれば、身体運動のシステムとして確立された体操やスポーツが、「自動ないし実性運動」の効用を説く養生法の運動項目（種目）に適合することは充分可能であったと考えられる。大筋活動を伴う身体運動は、こうした医学的効用論を背景に、学校における運動教科の位置づけの理論的基盤を形成するのである。

4図 養生法として有効な身体運動

| 翻 訳 養 生 書 | 推 奨 す べ き 身 体 運 動                          |
|-----------|--------------------------------------------|
| 啓 蒙 養 生 訓 | 射術 舞跳 転輪 鞦韆（ブランコ）                          |
| 西 洋 養 生 論 | 乗馬 体術（登攀・踊躍・奔馳・飛揚）旅行                       |
| 百 科 養 生 編 | 撃剣 跳舞 乗馬 体術（ローランド体術書）<br>※ローランドはリーランドの誤訳か。 |
| 養 生 浅 説   | 体操 遊戯 奔走 乗馬 打球 散歩                          |

## お わ り に

わが国初等学校における身体教育の定立過程をみると、対象が旧藩の一部に限定されるが、「学制」（1872）頒布前後までに、それらの教育機関において養生法及び体操教科の成立が認められる。旧藩の初等教育機関のうち、体操を学科に加えた最初の事例が静岡藩の場合であるが、当地は徳川幕府崩壊後、田安家のあとを継いで入封した徳川家の所領であった。藩の教育事業として展開された沼津兵学校付属小学校の設立は、フランス、オランダ留学から帰国した津田真道、西周をはじめ、中村正直、加藤弘之等、開明的旧幕臣達の力による所が大きかった。その結果、等級編成、学科のおき方、教育内容の構成などの面で西欧先進諸国からの影響を受けるに至るのである。

その後、藩制の改革に伴う文教政策の課題の一つが士庶共学制にもとづく藩内各小学校の設置であったが、その際、「静岡藩小学校掟書」の起草にあたっては沼津兵学校付属小学校「掟書」が参考とされており、これによって藩内各地に設置された小学校はすべてこの適用を受けることとなった。

この時期、福井、徳島、津和野、岩国藩では、いずれも学校の教育内容に体操を加えているが、こうした状況は藩の「学制」編成に際して静岡藩のそれに倣った結果であると考えられる。では、明治維新时期において何故に体操が教育の一科たり得たのであろうか。

一般に、明治維新後の旧藩の学校が、「文武二科兼習」の教育方針を以て臨んだ所のいくつかは、武教育としての剣術と共に体操をとり入れたが、その採用の理由はニュアンスの違いはあるが、基本的には西周が述べた如く「体操ハ童生身体之強健ヲ保候為ニ是ヲ設ケ、兼而練兵之基礎」とする「強兵」育成からの発想であった。このような方向は「学制」頒布後の知的エリート達の体育振興論の基調をなすものであった。

一方、このような官制的学校とは異にした民衆の教育機関としての郷学における養生法や体操教育の実態については、今後資料的な裏づけをもとに検討を進めて行きたいと思う。

とまれ、わが国「学制」における身体教育の定立を考える場合、それが諸外国の教育制度や内容上の影響を無視することは出来ないが、既に「学制」前後の段階でそれを教育として位置づける試みがいくつかなされていた事実に注目しなければならない。こうした内発的、主体的条件の自生が、「学制」における養生法、体術教科の成立を可能とさせる一要因であったと考えられる。

〈註〉

- 1) 沼津兵学校と同付属小学校の成立に関しては、橋尾四郎『日本の教育史学（第12集）』「沼津兵学校とその付属小学校」文生書院、昭和53年、25～48ページを参照されたい。
- 2) ちなみに、静岡藩内に開設された小学校所在地は、新居、浜松、中泉、横須賀、掛川、相良、静岡、清水、久能、小島、沼津、厚原、万野、東沢田である。
- 3) 『日本教育資料（二）』「福井藩学校規程」54～56ページ
- 4) 『日本教育資料（二）』「徳島藩学校」866ページ
- 5) 大久保利謙編『西周全集』2巻、462ページ
- 6) 『日本教育資料（三）』「福江藩学校」194ページ。ここには教科としての体操の内容が「英式ニヨリ四肢運動ヲ演セリ」と示されている。
- 7) 石川謙『日本庶民教育史』「庶民教育における補助機関の研究」刀江書院、昭和4年、227ページ
- 8) 倉澤剛『学制の研究』講談社、昭和48年、189～190ページ
- 9) 「学制」頒布以前に名古屋県が採用した義校制度は、住民本位の初等教育機関設置の試みとして注目される。明治4年10月の愛知県義校学課表によれば、第四等級の「句読」の内容に「健全学」がとりあげられたことが示されている。
- 10) 文部省少丞西潟訥第六等七大学区巡視行程開申ニ付之ヲ左ニ記ス。ここでは、養生法の位置づけが「身体健康ナラザレバ百事ナス可ラズ、是養生ノ法知ラザル可カザラルノ所似ナリ」と示されている。『文部省雑誌（第1号）』明治7年
- 11) 「学制」には小学校の保健教科として養生法が定められたが、のちの「教育令」、「小学校令」には保健に関する独自の教科は存在しない。健康の為に必要な知識、習慣や態度の養成に関する内容は、理科、修身、体操に分散した形で教授された。
- 12) ドイツ、フランスにおける学校体育制度の成立については、『世界教育史体系31・体育史』第4章、講談社、昭和50年を参照のこと。
- 13) 本章の考察は、明治十年六月再版『理事功程』（文部省）による。
- 14) 『理事功程』（巻之四）「仏国学制」
- 15) 『理事功程』（巻之十五）「第二編小学」214ページ
- 16) 『理事功程』（巻之十四）「和蘭学制」（1857年8月13日）730ページ
- 17) 辻新次『教育時論』（第982号）「学制制定当時」12ページ
- 18) 明治体育史研究の第一人者である能勢修一は、「学制」制定は内田正雄「和蘭学制」、佐沢太郎「仏国学制」さらにアメリカの学校制度を主に参考として定めたもので、このうち「和蘭学制」の「小学校条例」にギムナスチーキ「体術」の学科目があるので、「学制」の体術は「和蘭学制」からの影響を受けていることが推定されるとして「和蘭学制」を根拠とする説を支持している。
- 19) 木村吉次『近代体育思想の形成』杏林書院、昭和50年、22ページ
- 20) 土屋政朝『佛蘭西学制』（第二編小学）五車堂蔵版、明治10年
- 21) 本書はフランス人、ベルニユの「体操の手引」（Manuel de gymnastique）を石橋好一が訳述したもので、文部省は小中学校、師範学校用教科書に指定した。
- 22) 今村嘉雄『19世紀における日本体育の研究』不昧堂、昭和42年、84ページ

- 23) (下等小学第八級)「一、体操 体操図ニ依テ授ク」(上等小学第八級)「一、体操 時間定リナシト雖モ五、六分宛一日兩三度スヘシ」『文部省第三年報』 290ページ
- 24) 『文部省雑誌』(第2号)「生徒養生ノ法」明治6年, 1ページ
- 25) 『文部省雑誌』(第2号)「生徒養生ノ法」明治6年, 4ページ  
 「生徒時ヲ以テ身体ヲ運動スルハ最モ切緊ナル一事ナリ, 人ノ食物大抵ハ頭脳精神ノ運ニ由テ消耗シ去ルト雖モ尚其分ハ全体筋骨ノ運動ヲ俟テ新陳交代スル事ヲ得ルナリ若シ之ヲ欠ハ汚物体内ニ留滞シテ終ニ禍害ノ基トナル故ニ運動ハ唯身体ノ健康ヲ保持スルノミナラズ又精神ヲ活発ナラシムルニ必効アリ精神ハ身体ト相待テ均称ヲナスモノナレハ, 時々課業ヲ止メ精神ヲ休マシム可シ但精神ヲ休マセシムルハ身体ヲ運動スルニ非サレル能ハス, 故ニ日々時間ヲ定メテ身体ヲ運動セシムルハ最好ノ摂生方ニシテ運動ノ時限ハ食前一時或ハ食後ニ時ノ時ヲ宜シトス」
- 26) 今村嘉雄『19世紀における日本体育の研究』不昧堂, 昭和42年, 851ページ
- 27) 「櫛中体操法図」はドイツの医学者シュレーバー (D.Schleber) の「医学的室内体操」の翻訳書である。また、「東京師範学校板体操図」は、メースン (S.W.Mason) の「Manuel of gymnastic exercises」(1871) を原典としている。
- 28) 阪谷 素(文政5—明治14)文政年間大阪に行き大塩中斎に師事する。26才の時に帰郷して後月郡築瀬村に「桜溪塾」を開塾し子弟の教育に努めた。明治元年広島藩の賓師として教育に尽し、廃藩後は正院, 陸軍, 司法省に勤務した。著書に「日本地理書」「評註東萊博議」「左説私鈔」などがある。大月明「変革期における思想の形成—阪谷素の場合—」参照。
- 29) 『明六雑誌』(42号)「養精神一説」(明治文化全集) 254ページ
- 30) 『明六雑誌』(42号)「養精神一説」(明治文化全集) 255ページ
- 31) 『明六雑誌』(42号)「養精神一説」(明治文化全集) 255ページ
- 32) 松本良順(1832~1907) 16才の時、幕府侍医松本良甫の養子となる、伊藤玄朴, 竹内玄洞について西洋医学を修める。安政4年(1857)幕府の命により長崎に赴き、ポンペに師事して西洋医術を収得し、わが国最初の洋式病院長崎養生所を開設した。文久2年(1862)幕府侍医となり法眼に叙せられる。のち兵部省に出仕し、衛生部の設置をはかり、陸軍軍医制度の確立に尽力したが、他方では民間の衛生思想の普及に努めた。  
 杉田玄端(1818~1889) 幕末・明治初期の蘭医。天保5年(1834)杉田立卿に師事, 38年その養子となって玄端と称し, 弘化2年(1845)江戸に開業, 翌年杉田玄白の請によってその嗣となった。安政5年(1858)蕃所調所教授手伝, 63年外国横文御用, 65年外国奉行支配翻訳御用頭取となった。明治11年(1878)学工院会員
- 33) 本書の全文は『日本衛生文庫』(第二巻)大正6年に収載されている。
- 34) 杉田玄端『健全学』第1編
- 35) 『西洋事情』初編には、ロンドンのキングス・カレッジを紹介しているが、ここで体操の様子が「園中ニ柱ヲ立テ梯ヲ架シ網ヲ張ル等ノ設ヲナシテ学童ヲシテ柱梯ニ攀リ, 或ハ網渡リノ芸ヲナサシメ五禽ノ戯ヲ為テ四肢ヲ運動シ」と述べられている。
- 36) 本書はドイツ人医学者、フーフェランド(Christoph Wilhelm Hufeland)「1762-1836」著「Kunst on Langte Leben」の抄訳である。著者の知る限りでは養生書に「ギムナスチーキ」の語がみられる最も初期の文献である。
- 37) 土岐頼徳『啓蒙養生訓』(明治5年)序文1ページ